十条の四第六項第七号の二イ」を「第四十条の四第八項第七号の二イ」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第四十条の四第六項第七号の二ロ」を「第四十条の四第八項第七号の二ロ」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「第四十条の四第六項第八号」を「第四十条の四第八項第八号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「第四十条の四第六項第八号」を「第四十条の四第八項第八号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「第四十条の四第六項第八号」を「第四十条の四第八項第八号」に、「第二十二項及び第二十三項」を「第二十項及び第二十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「第四十条の四第六項第九号」を「第四十条の四第八項第九号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「第四十条の四第六項第九号」を「第四十条の四第八項第九号」に、「第二十三項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「第四十条の四第六項の」を「第四十条の四第八項の」に、「第十九項」を「第十七項」に、「第四十条の四第六項第八号」を「第四十条の四第八項第八号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「第十九項」を「第十七項」に、「第二十一項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「第二十項」を「第十八項」に、「第四十条の四第六項第十号」を「第四十条の四第八項第十号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「第四十条の四第六項第十一号」を「第四十条の四第八項第十一号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「第九項から第十二項まで」を「第七項から第十項まで」に、「第四十条の四第六項第十一号ニ」を「第四十条の四第八項第十一号ニ」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「第十四項」を「第十二項」に、「第四十条の四第六項第十一号ト」を「第四十条の四第八項第十一号ト」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「第四十条の四第六項第十一号ヲ」を「第四十条の四第八項第十一号ヲ」に改め、「事業年度（」の下に「当該事業年度が特例清算事業年度（同条第二項第十号に規定する特例清算事業年度（法第四十条の四第二項第三号において同じ。）である場合には解散直前事業年度（法第四十条の四第二項第十号に規定する該当しないこととなつた事業年度の前事業年度をいう。次項において同じ。）とし、」を加え、「には、」を「には」に改め、「前事業年度」の下に「とする。」を加え、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「第四十条の四第六項第十一号ヲ」を「第四十条の四第八項第十一号ヲ」に、「の人件費」を「（当該事業年度が特例清算事業年度である場合には、解散直前事業年度）の人件費」に、「（当該」を「（当該事業年度が特例清算事業年度である場合には解散直前事業年度とし、当該」に、「には、」を「には」に改め、「前事業年度」の下に「とする。」を加え、同項を同条第二十七項とし、同条第三十項中「第四十条の四第七項」を「第四十条の四第九項」に、「同条第六項第四号」を「同条第八項第四号」に改め、「零とし、清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額（同項に規定する特定金融所得金額をいう。以下この項において同じ。）がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には」及び「）」とする。」を削り、「第四十条の四第十項第一号」を「第四十条の四第十二項第一号」に、「第六十六条の六第十項第一号」を「第六十六条の六第十二項第一号」に、「第四十条の四第六項第四号」を「第四十条の四第八項第四号」に改め、「（清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）」を削り、同項を同条第二十八項とする。

第二十五条の二十二の四第一項中「第四十条の四第八項各号列記以外の部分」を「第四十条の四第十項各号列記以外の部分」に、「同条第八項各号列記以外の部分」を「同条第十項各号列記以外の部分」に、「第四十条の四第八項に」を「第四十条の四第十項に」に改め、同条第二項中「第四十条の四第八項第一号」を「第四十条の四第十項第一号」に、「部分対象外国関係会社のうち、その設立の日から同日以後五年を経過する日を含む事業年度終了の日までの期間を経過していないもの及びその解散の日から同日以後三年を経過する日を含む事業年度終了の日までの期間を経過していない」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その設立の日から同日以後五年を経過する日を含む事業年度終了の日までの期間を経過していない部分対象外国関係会社

二　その解散の日から同日以後三年を経過する日を含む事業年度終了の日までの期間を経過していない部分対象外国関係会社（前号に掲げるものを除く。）

三　当該事業年度が特例清算事業年度である場合における部分対象外国関係会社（前二号に掲げるものを除く。）

第二十五条の二十二の四第五項から第八項までの規定中「第四十条の四第八項第一号」を「第四十条の四第十項第一号」に改め、同条第九項中「第四十条の四第九項第二号」を「第四十条の四第十一項第二号」に、「同条第八項第四号」を「同条第十項第四号」に、「第六十六条の六第八項各号列記以外の部分」を「第六十六条の六第十項各号列記以外の部分」に、「第四十条の四第十項第一号」を「第四十条の四第十二項第一号」に、「第六十六条の六第十項第一号」を「第六十六条の六第十二項第一号」に、「第四十条の四第八項第四号」を「第四十条の四第十項第四号」に改める。

第二十五条の二十二の五中「第四十条の四第十項第三号」を「第四十条の四第十二項第三号」に改める。

第二十五条の二十三第一項中「第四十条の四第六項」を「第四十条の四第八項」に、「第四十条の四第八項」を「第四十条の四第十項」に改める。

第二十五条の二十四第一項及び第二項中「第六項」を「第八項」に、「第八項」を「第十項」に改め、同条第三項中「第四十条の四第十三項」を「第四十条の四第十六項」に改める。

第二十五条の二十五第一項第二号中「第二十五条の二十七第八項」を「第二十五条の二十七第六項」に改める。

第二十五条の二十六第六項中「第四十条の四第六項第九号」を「第四十条の四第八項第九号」に、「第四十条の七第六項第九号」を「第四十条の七第八項第九号」に改め、同条第十七項中「第四十条の七第五項各号」を「第四十条の七第七項各号」に、「第六十六条の九の二第五項各号」を「第六十六条の九の二第七項各号」に改め、同条第二十一項中「第二十五条の二十二」を「第二十五条の二十二第一項及び第二項」に改め、同条第二十二項中「同条第五項第一号」を「同条第七項第一号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項の次に次の一項を加える。

22　法第四十条の七第二項第十一号に規定する政令で定める日は、同項第九号に規定する清算部分対象外国関係法人又は同項第十号に規定する清算外国金融関係法人の残余財産の確定の日と同項第十一号に規定する該当しないこととなつた事業年度終了の日以後五年を経過した日とのいずれか早い日とする。

第二十五条の二十七第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第四十条の七第六項各号列記以外の部分」を「第四十条の七第八項各号列記以外の部分」に、「第八項第四号」を「第六項第四号」に、「第四十条の七第六項に」を「第四十条の七第八項に」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第二十五条の二十二の三第四項」を「第二十五条の二十二の三第二項」に、「第四十条の七第六項第一号」を「第四十条の七第八項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第二十五条の二十二の三第五項」を「第二十五条の二十二の三第三項」に、「第四十条の七第六項第一号」を「第四十条の七第八項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第四十条の七第六項第一号」を「第四十条の七第八項第一号」に、「第二十五条の二十二の三第六項」を「第二十五条の二十二の三第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第二十五条の二十二の三第七項」を「第二十五条の二十二の三第五項」に、「第四十条の七第六項第二号」を「第四十条の七第八項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第四十条の七第六項第二号」を「第四十条の七第八項第二号」に、「第二十五条の二十二の三第七項」を「第二十五条の二十二の三第五項」に改め、同項第四号中「同条第八項各号列記以外の部分」を「同条第十項各号列記以外の部分」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第四十条の七第六項第四号」を「第四十条の七第八項第四号」に、「第二十五条の二十二の三第九項又は第十項」を「第二十五条の二十二の三第七項又は第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第二十五条の二十二の三第十一項及び第十二項」を「第二十五条の二十二の三第九項及び第十項」に、「同条第九項又は第十項」を「同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第二十五条の二十二の三第十三項」を「第二十五条の二十二の三第十